

# 衛星地球観測コンソーシアム規約

2022年9月7日 設立総会承認

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会の名称は、衛星地球観測コンソーシアム（英語表記：Consortium for Satellite Earth Observation (CONSEO)、略称：コンセオ）（以下「本コンソーシアム」という。）とする。

### (目的)

第2条 宇宙基本計画（令和2年6月30日閣議決定）記載の「衛星開発・実証プラットフォームの構築」に資するため、地球観測衛星の利用者や出資者を含めた産学官が主体となり、社会実装、競争力の強化に向けた地球観測分野の全体戦略等にかかる提言（以下「提言」という。）を検討・策定し、衛星開発・実証及びデータ利用に関する共創並びに新規参入の促進に取り組むことを目的とする。

### (事業)

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産学官による衛星地球観測分野の総合的な議論の促進及び提言の策定
- (2) 産学官による衛星開発・実証及びデータ利用に関する共創並びに非宇宙分野を含む地球観測衛星データのエンドユーザ拡大の推進
- (3) 国内外の地球観測衛星に関する情報収集及び会員間での共有
- (4) 会員間の交流促進及び人材の育成並びに活動成果にかかる情報発信
- (5) その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員及び会長等

### (会員)

第4条 第2条の目的に賛同し、本規約に同意する者で、第7条第1項に基づ

き入会した法人、団体及び有識者等を含む個人等（以下、合わせて「会員」という。）を会員とする。

2 会員の種別は次のとおりとする。

(1) 法人・団体会員：

日本国法に基づき設立された民間企業（以下「国内企業」という。）及び研究機関等の法人、学会等の団体（法人格を有さない任意団体を含む）等及び地方公共団体等の行政組織とし、総会での議決権は各法人、団体又は組織単位で設定する。

(2) 有識者会員：

幹事会が本コンソーシアムに寄与するとした国内の大学・研究機関等に雇用される日本人研究者、国内企業に属する個人又は幹事会が認める個人とし、総会での議決権は設定しない。

(オブザーバ)

第 5 条 幹事会は組織又は個人をオブザーバとして設置することができる。なお、オブザーバには、総会での議決権は設定しない。

(アドバイザー)

第 6 条 本コンソーシアムの目的達成や活動に資するために有益な知見や助言等を得るため、幹事会はアドバイザーを設置することができる。なお、アドバイザーには、総会での議決権を設定しない。

(入退会)

第 7 条 本コンソーシアムへの入会を希望する法人、団体等及び個人等は、本規約に同意し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、将来にわたり該当しないことを誓約の上、所定の入会申込書を事務局に提出し、幹事会がこれを承認することにより会員になることができる。

(1) 法人、団体等又は個人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質

的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 本コンソーシアムの会員は、事務局に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(会費)

第8条 本コンソーシアムの会費は無料とする。

(会員等名簿の公表)

第9条 会員、オブザーバ及びアドバイザー(以下合わせて「会員等」という。)の名簿については、その公表を認めた者の情報を公表する。

(会長等)

第10条 本コンソーシアムに次の役員を置く。

(1) 会長：本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

(2) 副会長：会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

2 会長及び副会長(以下「会長等」という。)は、総会において法人・団体会員に所属する者又は有識者会員の中から選任する。

3 会長等の任期は、原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第11条 会長等はいずれも無報酬とする。

### 第3章 総会等

(総会)

第12条 本コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。

2 総会は、会員で構成され、オブザーバ及びアドバイザーの参加を可能とする。

3 総会は、年1, 2回程度開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面、電子メール又はオンライン会議による開催とすることができる。

4 総会は、幹事会から報告される提言案を、会員間の議論に基づき、本コンソーシアムの提言として取りまとめる。

5 総会は、本コンソーシアムの活動及び運営にかかる次の重要事項を審議・決定する。

(1) 本コンソーシアム活動の方針

(2) 会長・副会長の選任

(3) 幹事会構成員の選任

(4) 本規約の改正

(5) その他本コンソーシアムの活動及び運営に関する必要な事項

6 総会は、法人・団体会員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。

7 本条第5項に規定する総会の議事は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(幹事会)

第13条 本コンソーシアムの執行機関として、幹事会を置く。

2 幹事会は、本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営上必要な事項を定める。

3 幹事会は、総会で選任された、法人・団体会員に所属する者又は有識者会員の中から総会で選任された者で構成される。

4 幹事会の運営に必要な事項は、幹事会が別に定める運営要領に従う。

(分科会及びワーキング・グループ)

第14条 幹事会の定める特定のテーマに関する検討等を行うため、分科会及びワーキング・グループ（以下「WG」という。以下合わせて「分科会等」とい

う。)を設置することができる。

- 2 分科会等は、幹事会の指示により設置する他、本コンソーシアムの事務局又は会員からの提案に基づく幹事会の承認により設置することができる。
- 3 分科会等の運営に関する必要な事項は、幹事会が別に定める運営要領に従う。

(事務局)

第 15 条 本コンソーシアムの事務局は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に置く。

#### 第 4 章 情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第 16 条 会員等から入手した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて事務局が適切に管理し、本コンソーシアム活動の目的に必要な範囲でのみ利用する。

(秘密情報の取扱い)

第 17 条 本コンソーシアムの活動において、秘密として特定され開示を受けた情報を除き、会員等間において開示されるすべての情報は、他の会員等に開示することができる。

- 2 本コンソーシアムの活動において、秘密として特定する情報を開示しようとする会員等は、当該情報の取扱い方法、条件等を明示し、被開示者はそれに従うものとする。なお、当該開示に係る会員等間において、別途秘密保持契約等の契約を締結し当該開示情報の取扱いを定めることができる。

#### 第 5 章 その他

(規約の改正)

第 18 条 本規約の改正は、総会の決議を経てこれを行う。

(設置期間)

第 19 条 本コンソーシアムの設置期間は、2027年3月31日までとする。  
ただし、総会において決議された場合、期限を定めて設置期間を延長又は短縮することができる。

(法令順守)

第 20 条 会員等は、各国の競争法、個人情報保護に関する法令、輸出管理に関する法令を含む一切の法令等を遵守しなければならない。

(違反)

第 21 条 会長又は幹事会は、会員等による本規約に違反する事態が生じた場合は、当該違反した会員等に対して相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求することができる。

2 幹事会は、会員等が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員等を除名できるものとする。本項に基づき除名された会員等は当該除名に起因して被った如何なる損害についても賠償を求めることができない。

(1) 第 7 条第 1 項に関する虚偽の申告をした場合

(2) 本コンソーシアム又は他の会員等の名誉又は信用を棄損した場合

(3) 前項に規定する是正要求にもかかわらず、当該期間内に事態が是正されない場合

3 会員等は、他の会員等による本規約又は個別契約等の違反により損害を被った場合は、その損害の賠償も含め、当該損害を与えた会員等と個別に協議し解決するものとする。

(その他)

第 22 条 本規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営上必要な事項は、幹事会において定めるものとする。

(有効期間)

第 23 条 第 17 条第 2 項にて別に定めがある場合はそれを優先し、第 17 条、第 21 条および本条の規定は、本コンソーシアム解散後も有効とする。

付則

この規約は、2022年9月7日より施行する。